

山都町B法人における経営状況

(単位：円)

○ 令和3年度
社会福祉事業区分 資金収支計算書

勘定科目		〇〇拠点区分	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	221,043,545	221,043,545		221,043,545
	介護保険事業収入				
	老人福祉事業収入		0		0
	借入金利息補助金収入		0		0
	経常経費寄附金収入		0		0
	受取利息配当金収入	386	386		386
	その他の収入	6,302	6,302		6,302
	事業活動収入計(1)	221,050,233	221,050,233	0	221,050,233
	支出				
	人件費支出	146,355,292	146,355,292		146,355,292
事業費支出	30,430,011	30,430,011		30,430,011	
事務費支出	19,463,249	19,463,249		19,463,249	
利用者負担軽減額	252,340	252,340		252,340	
支払利息支出	2,493,434	2,493,434		2,493,434	
その他の支出		0		0	
事業活動支出計(2)	198,994,326	198,994,326	0	198,994,326	
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	22,055,907	22,055,907	0	22,055,907	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入		0		0
	施設整備等寄附金収入		0		0
	設備資金借入金収入		0		0
	固定資産売却収入		0		0
	その他の施設整備等による収入		0		0
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	7,920,000	7,920,000		7,920,000
	固定資産取得支出	177,100	177,100		177,100
固定資産売却・廃棄支出		0		0	
ファイナンス・リース債務の返済支出		0		0	
その他の施設整備等による支出		0		0	
施設整備等支出計(5)	8,097,100	8,097,100	0	8,097,100	
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	-8,097,100	-8,097,100	0	-8,097,100	
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0		0
	長期運営資金借入金収入		0		0
	役員等長期借入金収入		0		0
	長期貸付金回収収入	90,000	90,000		90,000
	投資有価証券売却収入		0		0
	積立資産取崩収入		0		0
	事業区分間長期借入金収入		0		0
	拠点区分間長期借入金収入		0		0
	サービス区分間長期借入金収入		0		0
事業区分間長期貸付金回収収入	38,790,355	38,790,355		38,790,355	
拠点区分間長期貸付金回収収入		0		0	
サービス区分間長期貸付金回収収入		0		0	
事業区分間繰入金収入		0		0	
拠点区分間繰入金収入		0		0	
その他の活動による収入		0		0	
その他の活動収入計(7)	38,880,355	38,880,355	0	38,880,355	
支出					
長期運営資金借入金元金償還支出	3,252,000	3,252,000		3,252,000	
役員等長期借入金元金償還支出		0		0	
事業区分間長期貸付金支出	47,054,411	47,054,411		47,054,411	
拠点区分間長期貸付金支出		0		0	
サービス区分間長期貸付金支出		0		0	
事業区分間長期借入金返済支出		0		0	
拠点区分間長期借入金返済支出		0		0	
サービス区分間長期借入金返済支出		0		0	
事業区分間繰入金支出		0		0	
拠点区分間繰入金支出		0		0	
その他の活動による支出		0		0	
その他の活動支出計(8)	50,306,411	50,306,411	0	50,306,411	
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)	-11,426,056	-11,426,056	0	-11,426,056	
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)	2,532,751	2,532,751	0	2,532,751	
前期末支払資金残高(11)	86,636,269	86,636,269		86,636,269	
当期末支払資金残高(10) + (11)	89,169,020	89,169,020	0	89,169,020	

離島・中山間地域等に対する報酬加算

- 訪問系・通所系サービスについては、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合、介護報酬における加算で評価している。

(1) 特別地域加算

※下線は、令和3年度介護報酬改定において新たに対象となったサービス

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。(15/100)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

(2) 中山間地域等における小規模事業所加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。(10/100)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
対象地域	①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域 (特別地域加算対象地域は除く。)

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。(5/100、(1)(2)と同時算定可。)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、 <u>通所リハビリテーション</u> 、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>地域密着型通所介護</u> 、 <u>認知症対応型通所介護</u> 、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島